

社会福祉法人秩父正峰会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秩父正峰会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第3条 役員に対する報酬の額は、各年度の総額が4,000,000円を超えない範囲とし、1年間に1人200,000円とする。ただし、出席率は7割以上とし、地位にあることのみによって支給はしない。

2 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき10,000円とする。

3 役員等が職務のため出張したときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

4 理事長については、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は、年度末に開催される役員会の開催日に支給する。なお、出張旅費については、出張後開催される役員会開催日に支給する。

2 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。なお、出張旅費については、出張後開催される評議員会に出席した際、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し

出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 役員が年の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その年の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項の定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月28日より適用する。